



株式会社宇部興産総合サービス

株式会社宇部興産総合サービス

有料職業紹介事業許可番号 / 35-ユ-300006

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人都合による退社または本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	100%
(2) 入社後1ヶ月超、2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	75%
(3) 入社後2ヶ月超、3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	50%

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、派遣期間を通じて派遣先企業・派遣労働者が互いにその適性を確認し入社に至っていることから、この返戻金制度は適用しません。

また返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。